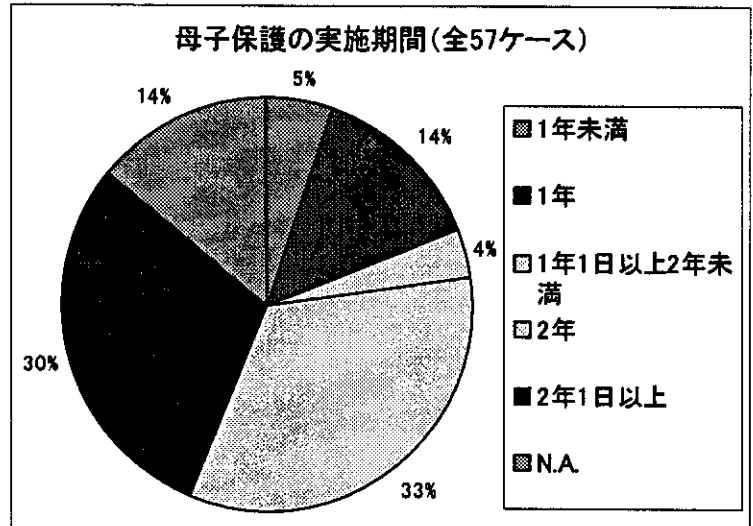


内訳	ケース数	回答数
1年未満	3	
1年	8	
1年1日以上2年未満	2	
2年	19	
2年1日以上	17	
N.A.	8	57
非該当	152	
総計	209	57



## 2-4 就労支援の実態

図 2-12 就労支援の実態

「就労支援」の実態を把握するため、現在取り組んでいる支援内容の実態を 15+1（その他：自由記述）の選択肢なかから全て選び出すように尋ねた。総回答数 1456 のうち、実際に取り組んでいる支援として多い順に「相談」「情報提供（就職先の紹介）」「保育園の送迎の代行」「ハローワークへの同行」「（母親の帰宅が遅い場合の）延長保育」「求職中の保育」「資格取得の支援」「書類記入の代行」があげられた（図 2-12）。

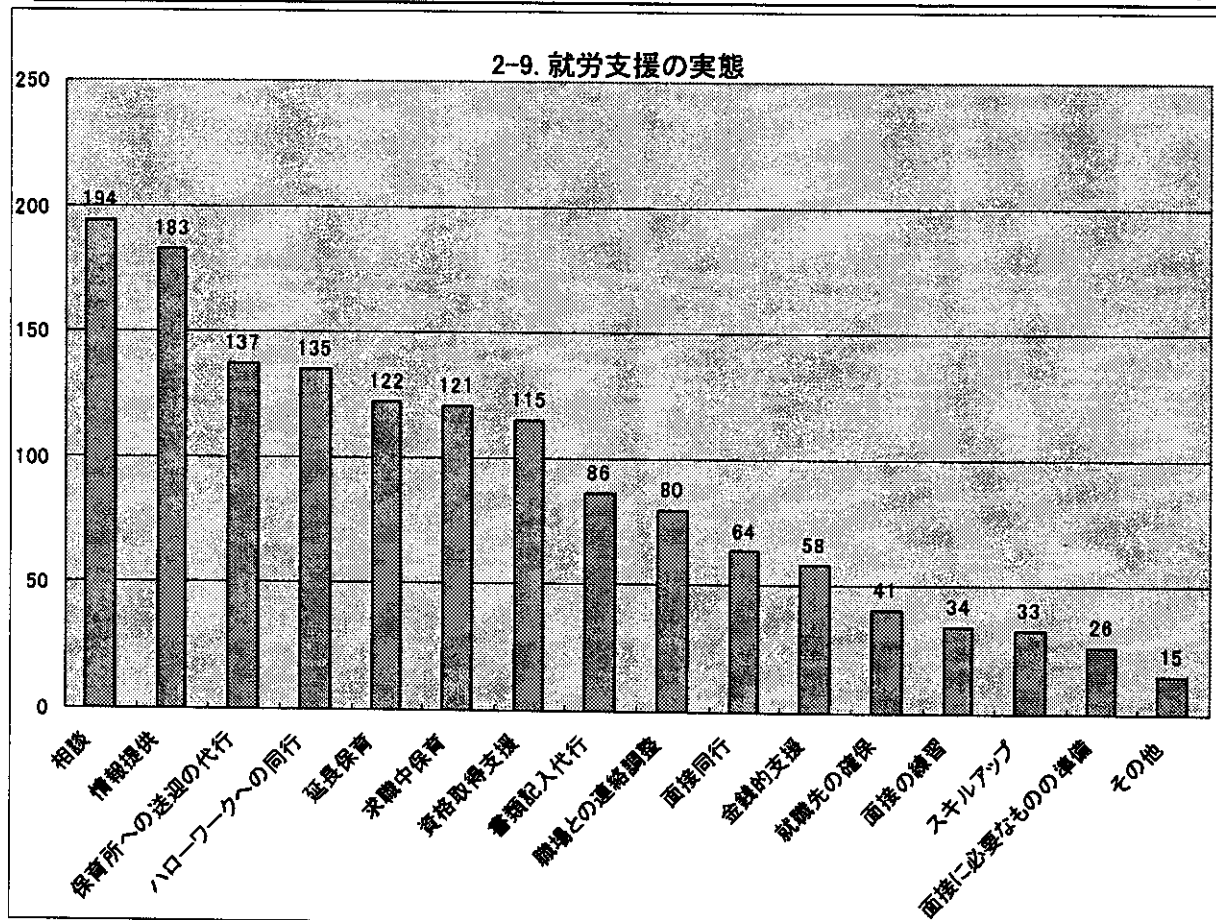
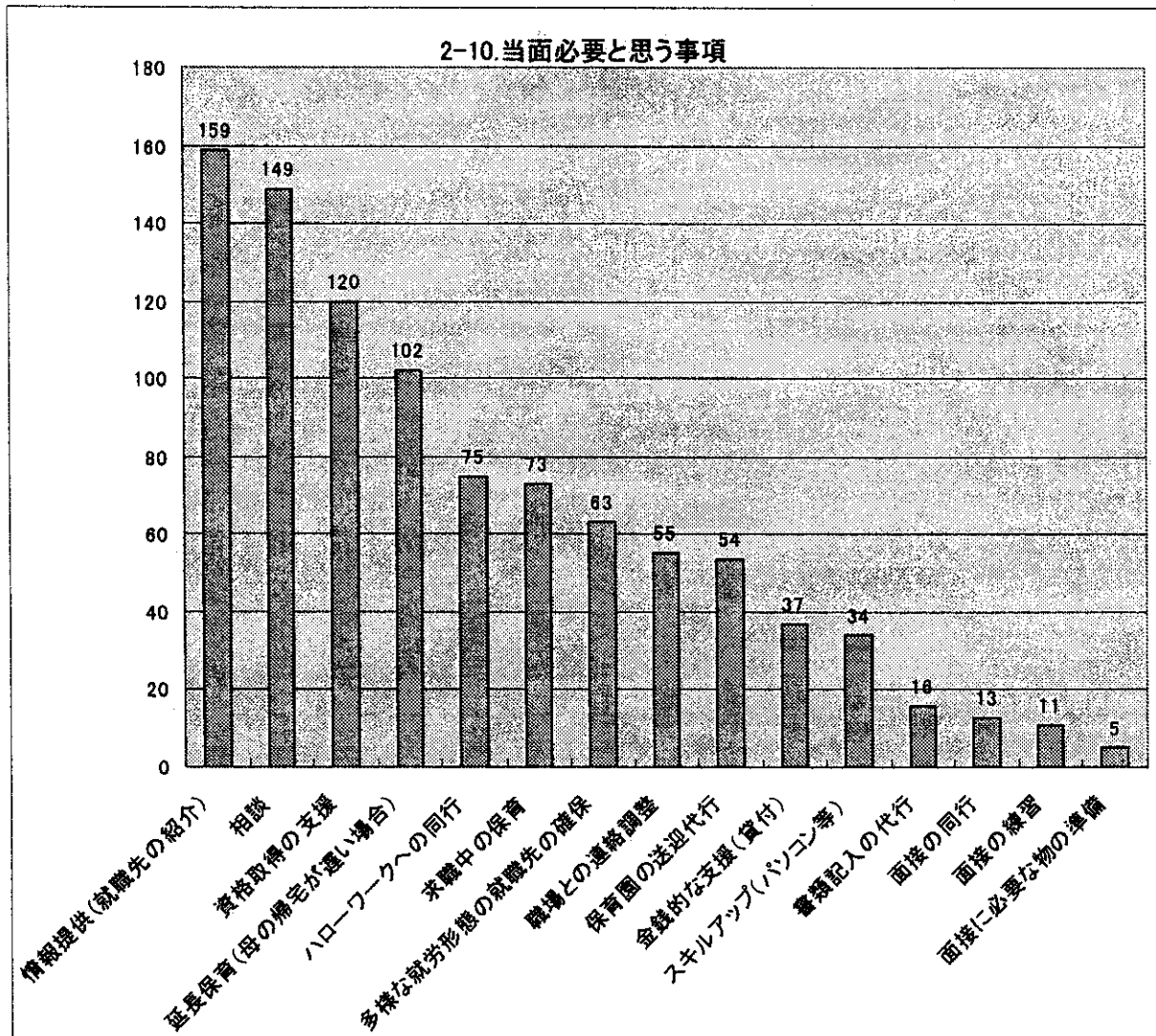


図 2-11 就労支援として必要と思うこと

同じ選択肢を用いて、就労支援に伴い、職員として当面必要と思える支援について、重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するように尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたのは「情報提供（就職先の紹介）」「相談」「資格取得の支援」「(母親の帰宅が遅い場合の) 延長保育」「ハローワークへの同行」「求職中の保育」「多様な就労形態の就職先の確保」「職場との連絡調整」「保育園の送迎代行」があげられた (図 2-11)。



2-4 広域利用

表 2-11 広域利用の実態

内 訳	ケース数
はい	163
いいえ	43
NA	3
総計	209

「広域利用」の実施状況について尋ねた。広域利用を実施している施設は 163 ヶ所で 209 施設のうちの 77.99%に該当した (表 2-11)。

図 2-11 広域利用を行っている施設運営主体の構成

この実施状況を運営主体別に見ると、「社会福祉法人」が88ヶ所(55%)、「市区町村」が66ヶ所(40%)、等であった(図2-11)。なお、補調査では、実施状況を都道府県別に集計してみた。「社会福祉法人」の場合は、東京(26施設中11ヶ所)、大阪(8施設中8ヶ所)、福岡(6施設中6ヶ所)、北海道(8施設中6ヶ所)、兵庫(7施設中5ヶ所)を所在地とする施設が、また、「市区町村」の場合は、秋田(7施設中6ヶ所)、福岡(6施設中6ヶ所)を所在地とする施設が多く実施していることが明らかになっている。

運営主体	施設数
都道府県	2
市区町村	66
社会福祉法人	88
財団法人	2
その他	4
N.A.	1

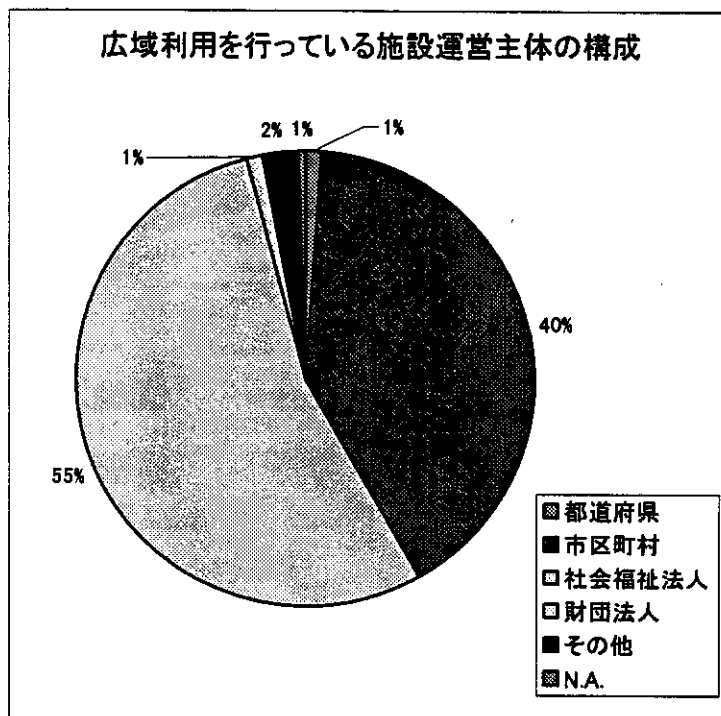


表 2-12 受け入れの経路について

内訳	回答
施設が所在する都道府県内の福祉事務所からの委託	138
施設が所在する都道府県以外の福祉事務所からの委託	124
その他	13
NA	0
非該当	46

広域利用の世帯を受け入れた「経路」について尋ねた(複数回答を可とする:表2-12)。「施設が所在する都道府県内の福祉事務所」から委託を受けた施設は138ヶ所、「施設が所在する都道府県以外の福祉事務所」から委託を受けた施設は124ヶ所、「その他」から委託を受けた施設は13ヶ所であった。

表 2-13 広域支援として必要と思うこと

当面必要と思う事項	度数
福祉事務所や児相等の関係機関との連携	149
住民票未異動母子への市民サービスの充実	137
国民健康保険の発行の円滑化	109
住民票担当窓口の柔軟化	79
生活保護の柔軟な運用	78
保育所入所の円滑化	71
生活用品をそろえる	70
転校手続きの円滑化	63
支援の連続性の必要性	61
裁判に関する支援	43
広報利用の諸費用の増額	34
職員の増員	23
荷物の取り寄せ	23
帰省に関する支援	6
その他	9
NA	90
総計	1045

広域利用に伴い、職員として当面必要と思える支援について、14+1（その他：自由記述）の選択肢なかから重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するよう尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたものは「(元居住地の)福祉事務所や児童相談所の関係機関との連携」「住民票未異動の母子への市民サービスの充実」「国民健康保険の発行の円滑化」「住民票担当窓口の対応の柔軟化(個人情報の開示等への配慮)」「生活保護の柔軟な対応」「保育所入所の円滑化」「生活用品をそろえる」の順番であげられた(表 2-13)。

## 2-6 緊急利用について

表 2-13 緊急利用の実態

内 訳	ケース数
行っている	124
行っていない	85
N. A.	0
合計	209

「緊急利用、緊急一時保護事業、独自条例等による緊急一時保護事業」の実施状況について尋ねた。なお、この事業の呼称は必ずしも一様ではないが、本調査では、制度の有無にかかわらず、利用手続きを事後的に行うなどにより施設を緊急に利用することを「緊急利用」とし、実態を尋ねた。緊急利用を実施している施設は 124 ヶ所で 209 施設のうち 59.33% に該当した(表 2-13)。

図 2-12 緊急利用行っている運営主体別施設の構成

この実施状況を運営主体別に見ると、「社会福祉法人」が 88 ヶ所(55%)、「市区町村」が 66 ヶ所(40%)、等であった(図 2-12)。

なお、この実施状況を都道府県別に見ると、「社会福祉法人」の場合は、東京(26施設中11ヶ所)、大阪(8施設中8ヶ所)、福岡(6施設中6ヶ所)、北海道(8施設中6ヶ所)、兵庫(7施設中5ヶ所)を所在地とする施設が、また、「市区町村」の場合は、秋田(7施設中6ヶ所)、福岡(6施設中6ヶ所)を所在地とする施設が多く実施していることが明らかになった。

運営主体	施設数
都道府県	1
市区町村	38
社会福祉法人	80
財団法人	2
その他	3
総計	124

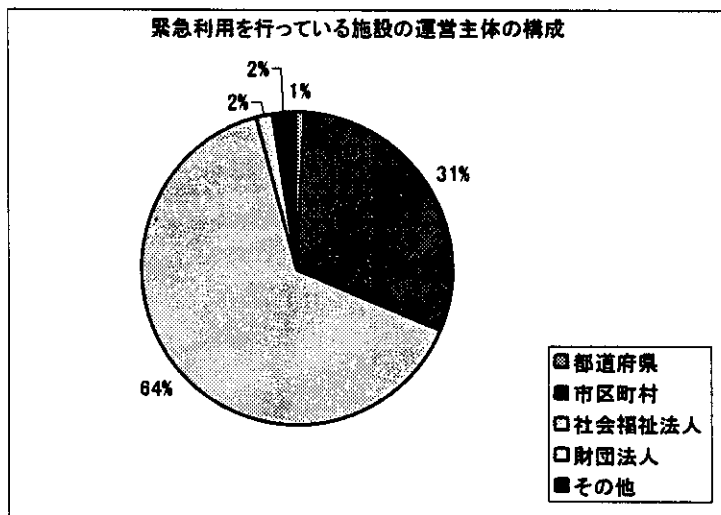


表 2-14 要綱等による緊急一時保護事業

内訳	ケース数
行っている	83
行っていない	34
NA	7
非該当	85
合計	209

緊急利用を実施している 124 施設を対象に「都道府県や市区町村の独自条例、要綱、規約」等に基づいて行っているか否かを尋ねた。行っている施設は 83 ケ所であった (66.94% : 表 2-14)

表 2-15 自助努力による緊急一時保護事業

内訳	ケース数
行っている	42
行っていない	71
NA	11
非該当	85
総計	209

緊急利用を実施している 124 施設を対象に、緊急利用を「法人や施設の自助努力」として行っているのか否かを尋ねた。行っている施設は 42 ケ所であった (33.87% : 表 2-15)。

表 2-16 緊急利用の経路及び年間利用世帯

①緊急利用の経路

内訳	回答数
所管の福祉事務所からの委託	74
所在する都道府県内の福祉事務所からの委託	43
所在しない都道府県内の福祉事務所からの委託	20
その他	30
NA	16
非該当	85

②緊急利用年間利用世帯数

内訳	カウント
経路①	488
経路②	197
経路③	26
経路④	100
NA	4
非該当	85

緊急利用を実施している 124 施設に、利用受け入れの「経路 (4 カテゴリー)」と「経路別の利用世帯数 (平成 14 年 01 月 01 日から平成 14 年 12 月 31 日)」を尋ねた (表 2-16)。「施設を所管する福祉事務所からの委託」であった施設は 74 で利用世帯数は 488 であった。「施設が所在する都道府県内の福祉事務所からの委託」であった施設は 43 で利用世帯数は 197 であった。「施設が所在する都道府県以外の福祉事務所からの委託」であった施設は 20 で利用世帯数は 26 であった。「その他」からの委託であった施設は 30 で利用世帯数は 100 であった。

表 2-17 緊急利用の居室状況

緊急利用の居室を準備している施設は 124 施設中 84 ヶ所 (67.74%) であり、居室内の部屋数は、大方の施設で 1～2 部屋であり、最大は 5 部屋で 3 施設が該当した (表 2-17)。

①緊急利用居室の有無

内訳	ケース数
有り	84
無し	36
NA	4
非該当	85
総計	209

②緊急利用居室数

内訳	ケース数
無し	3
1 部屋	65
2 部屋	25
3 部屋	3
5 部屋	3
NA	25
非該当	85
総計	209

表 2-18 備品

内訳	ケース数
している	111
していない	11
NA	2
非該当	85
総計	209

緊急利用のための備品について、その準備の有無について尋ねた。124 施設のうち 111 ヶ所 (89.52%) から準備しているとの回答を得た (表 2-18)

表 2-18 当座の生活費

当座の生活費を全く持たない世帯が、緊急に入所した場合のお金の貸し付けについて尋ねた。124 施設のうち 47 ヶ所 (37.90%) から貸し付けているとの回答を得た。なお、47 施設のうち、個人が貸し付けている施設は 5 ヶ所、施設が貸し付けている施設は 38 ヶ所、両方での貸し付けで対応している施設が 1 ヶ所であった (表 2-18)

①費用の貸し付け

内訳	ケース数
貸し付ける	47
貸し付けない	73
NA	4
非該当	85
総計	209

②貸し付けの主体

内訳	ケース数
個人	5
施設	38
両方	1
NA	3
非該当	162
総計	209

表 2-18 職員

内訳	ケース数
している	4
していない	116
NA	4
非該当	85
総計	209

緊急利用の母子に専従の方法で対応する職員を雇用しているか否かを尋ねた。124 施設のうち 4 ヶ所 (3.22%) で雇用しているとの回答を得た (表 2-18)。

表 2-20 緊急利用に伴う支援として当面必要と思うこと

当面必要と思う事項	度数
安全面の確保	163
受け入れの判断方法	90
日用品や当面の食料の確保	88
福祉事務所等との事前協議・打合せ	84
生活費	80
精神面へのサポート	79
警察との連携	70
他機関との連携	64
職員の増員	61
緊急時の避難先	54
通園・通学・就労の調整	26
夜間相談体制	25
買い物・手続き等の代行・同行	24
居室数の増加	23
アフターケア	7
学用品の準備	2
その他	4
NA	101
総計	1045

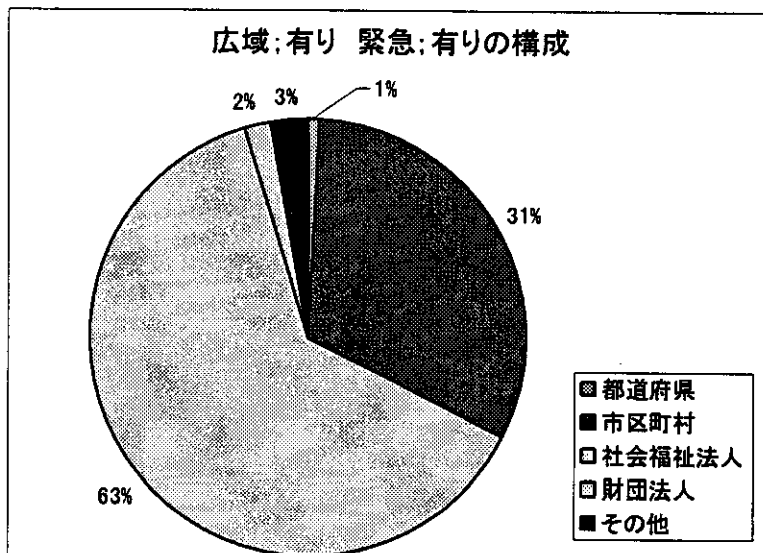
緊急利用に伴い、職員として当面必要と思える支援について、16+1（その他：自由記述）の選択肢なかから重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するよう尋ねた。総回答数 1045 のうち、重要度が高いとされたものは「安全面の確保」「受け入れの判断方法（施設長不在時、週末、夜間等）」「日用品や当面の食料の確保」「福祉事務所等との事前協議・打合せ」「生活費」「精神面へのサポート」「警察との連携」の順番であげられた（表 2-20）。抱える問題が緊急性を帯びた母子の受け入れについて、かかる問題の受け入れを想定していなかった時代の建物が多く、夜間管理も必ずしも十分な体制がない実態があるなかで、利用者と向き合う職員の要請として「安全面の確保」が第 1 位にあがってくるのは、ある意味当然かもしれない。

図 2-13 広域利用と緊急利用の実施運営主体

①広域有りがつ緊急有り

広域利用及び緊急利用について、それぞれの実施状況の有無を運営主体別にクロス集計を試みた。下図は、「広域利用」「緊急利用」をともに実施している施設（209 施設中 105 ヶ所）を運営主体別に見たものである。下表は、「広域利用」「緊急利用」をともに実施していない施設（209 施設中 25 ヶ所）を都道府県別・運営主体別に見たものである。

運営主体	施設数
都道府県	1
市区町村	33
社会福祉法人	66
財団法人	2
その他	3
総計	105



②広域なしかつ緊急なし

所在地	運営主体	施設数
愛媛	市区町村	4
茨城	その他	1
岩手	市区町村	1
宮城	市区町村	1
熊本	社会福祉法人	1
広島	市区町村	1
新潟	市区町村	1
神奈川	市区町村	1
	社会福祉法人	2
鳥取	市区町村	1
東京	市区町村	1
	社会福祉法人	5
富山	社会福祉法人	1
福島	市区町村	1
	社会福祉法人	1
北海道	市区町村	1
	社会福祉法人	1
総計		25

3 地域社会への支援

ここでは、各施設が立地する地域に居住する母子に対する支援について、これを「施設外子育て支援」として実際の取り組み状況を尋ねた。

図 3-1 施設外子育て支援として今後行いたいこと

「施設外子育て支援」の実態を把握するため、現在取り組んでいる支援内容の実態を14+1（その他：自由記述）の選択肢なかから全て選び出すように尋ねた。総回答数439のうち、実際に取り組んでいる支援として多い順に「施設設備の開放」「施設行事への地域住民の参加協力」「施設紹介のしおり」「子育て相談」「家庭生活相談」「(地域の子どもに対する)学童保育」等があげられた(図3-1)。

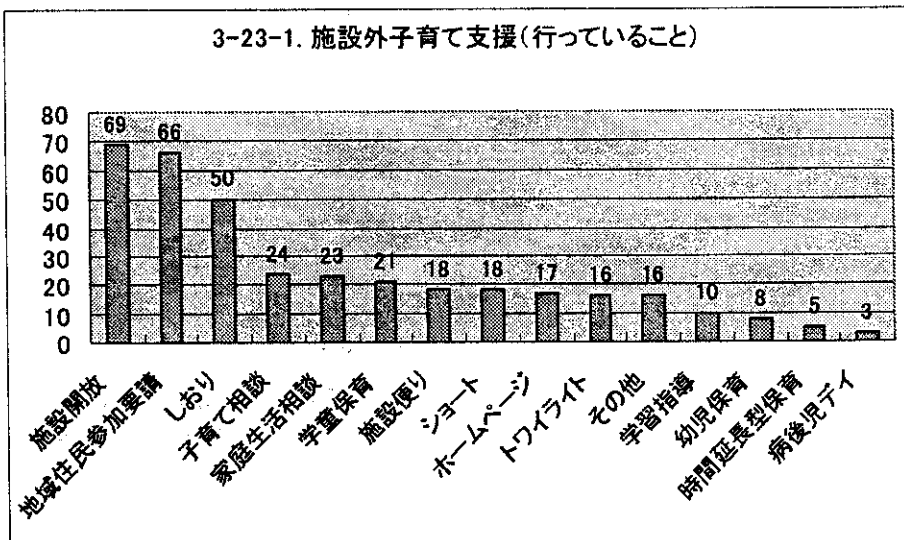




図 3-2 施設外子育て支援として今後行いたいこと

「施設外子育て支援」の実態を把握するため、現在取り組んでいる支援内容の実態を14+1（その他：自由記述）の選択肢なかから全て選び出すように尋ねた。総回答数439のうち、実際に取り組んでいる支援として多い順に「施設設備の開放」「施設行事への地域住民の参加協力」「施設紹介のしおり」「子育て相談」「家庭生活相談」「(地域の子どもに対する)学童保育」等があげられた(図3-2)。

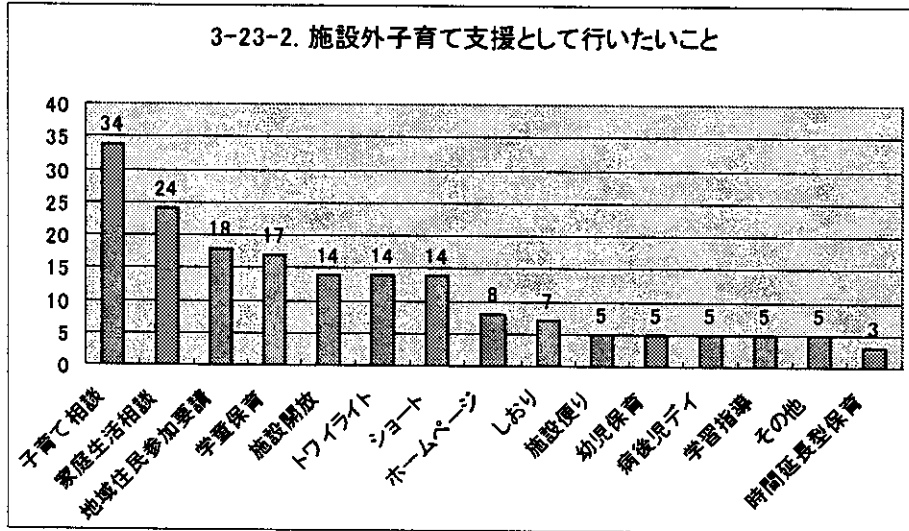


表 3-1 施設外子育て支援関連

施設外子育て支援事業を行う際の専用居室を準備しているのは209施設中35ヶ所(16.75%)、専従職員を雇用している施設は19ヶ所(9.09%)であり、そのうち、多くが非常勤職員あるいは兼任職員を配置していた。また、施設外子育て支援事業の実施に伴い、施設入所の母子に何らかの配慮を行っているとした施設は209施設中14ヶ所(6.70%)であった(表3-1)。

居室の有無		職員雇用		職員の雇用形態	
内訳	ケース数	内訳	ケース数	内訳	ケース数(のべ)
あり	35	している	19	常勤1人	4
無し	163	していない	178	常勤2人	5
NA.	11	NA.	12	常勤3人	1
総計	209	総計	209	常勤5人	1
				非常勤1人	8
				非常勤2人	2
				非常勤3人	2
				非常勤8人	1
				兼任1人	1
				兼任3人	1
				NA.	1
				非該当	190

配慮	
内訳	ケース数
している	14
していない	138
NA.	57
総計	209

#### 4 アフターケア

ここでは、各施設が、施設を退所した母子について、アフターケアを試みているか否かを尋ねた。

表 4-1 アフターケアの有無

内訳	ケース数
行っている	142
行っていない	62
NA.	5
総計	209

アフターケアを実施しているのは 209 施設中 142 ヶ所 (67.94%) であった (表 4-1)。

図 4-1 アフターケアの内容(行っているもの複数回答)

アフターケアを実施している 142 施設に対して、「アフターケア」の実態を把握するため、現在取り組んでいる支援内容の実情を 10+1 (その他:自由記述) の選択肢なかから全て選び出すように尋ねた。総回答数 444 のうち、実際に取り組んでいる支援として多い順に「来所相談」「電話相談」「訪問」「通信」等であった (図 4-1)。ここでは、施設側が母子の生活場面に「出向く」かわりよりも、利用者からの働きかけを「待つ」かわりが多いことが分かる。

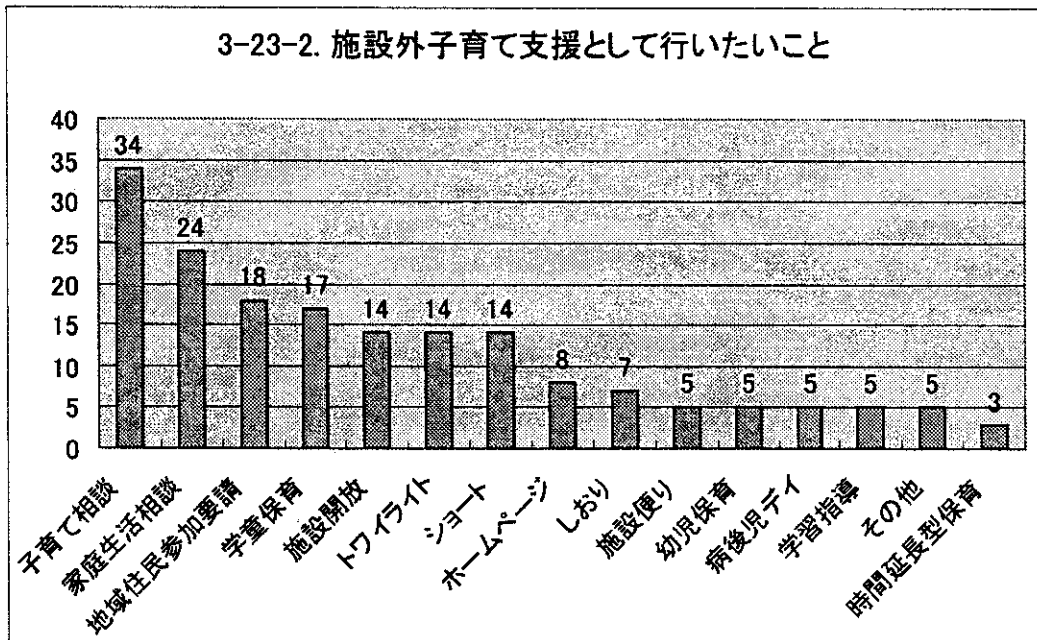
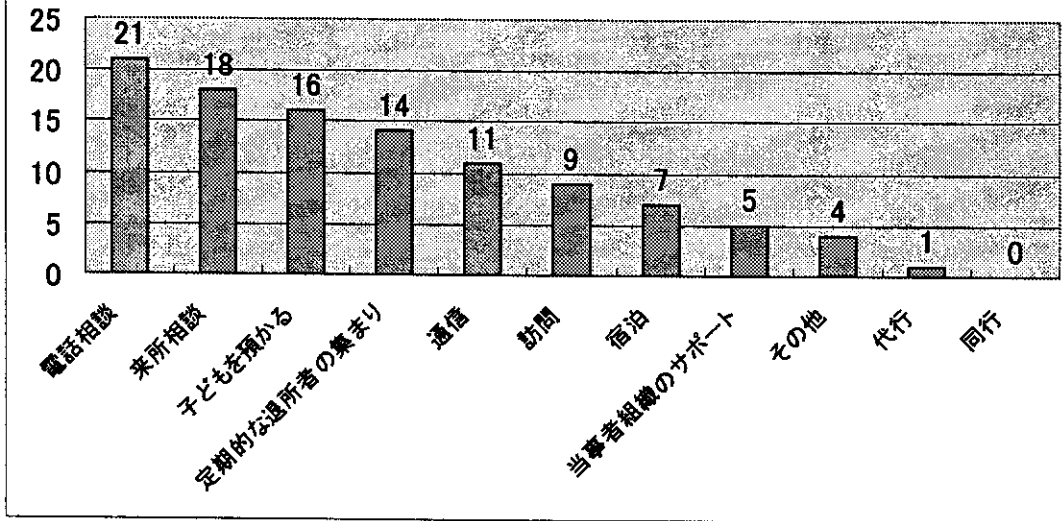


図 4-2 アフターケアの内容 (今後行いたいもの複数回答)

同じ選択肢の中から、今後、「アフターケア」として取り組みたいと考えている事柄を尋ねた。総回答数 106 のうち、多い順に「電話相談」「来所相談」「子どもを預かる」「定期的な退所者の集まり」等であった (図 4-2)。

4-25. アフターケア(今後行いたいもの)



5 在所世帯の状況

ここでは、各施設に入所中の母子について、その実情を「分かる範囲」で回答して頂いた。

図 5-1 母親の年齢の推移

在所世帯の状況のうち、一般世帯と緊急利用世帯の両方を含んで、母の年齢分布について、平成 14 年 12 月 31 日現在の現況で回答を求めた。209 施設に 3249 名の母が利用しており、そのうち、30 代前半が 824 名 (25.36%)、40 代が 790 名 (24.31%)、30 代後半が 771 名 (23.73%)、20 代後半 495 名 (15.24%) であった (図 5-1)。

なお、一般世帯と緊急利用世帯の両方を含んで、子ども (同伴児) の年齢分布について、平成 14 年 12 月 31 日現在の現況で回答を求めた。209 施設に 5339 名の子どもが同伴しており、そのうち、小学生 2141 名 (40.10%)、4~6 歳が 1124 名 (21.05%)、1~3 歳が 973 名 (18.22%)、中学生が 622 名 (11.65%) であった。なお、0 歳が 136 名、18 歳以上が 23 名、在所している実態が分かった。

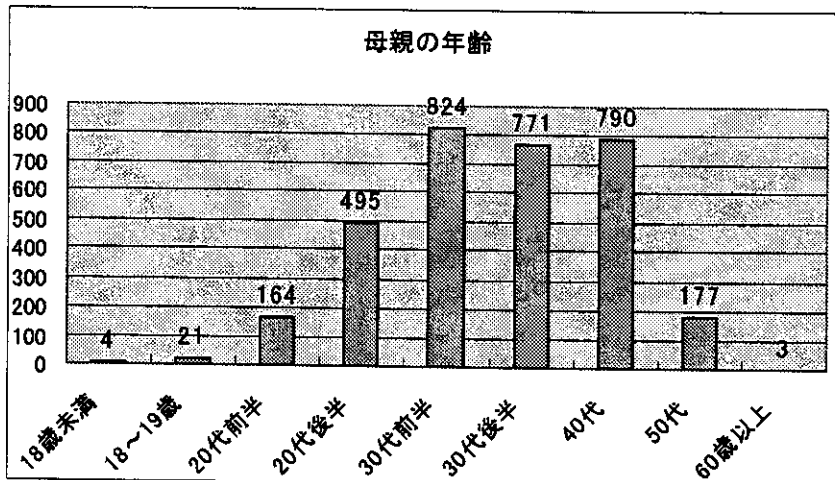
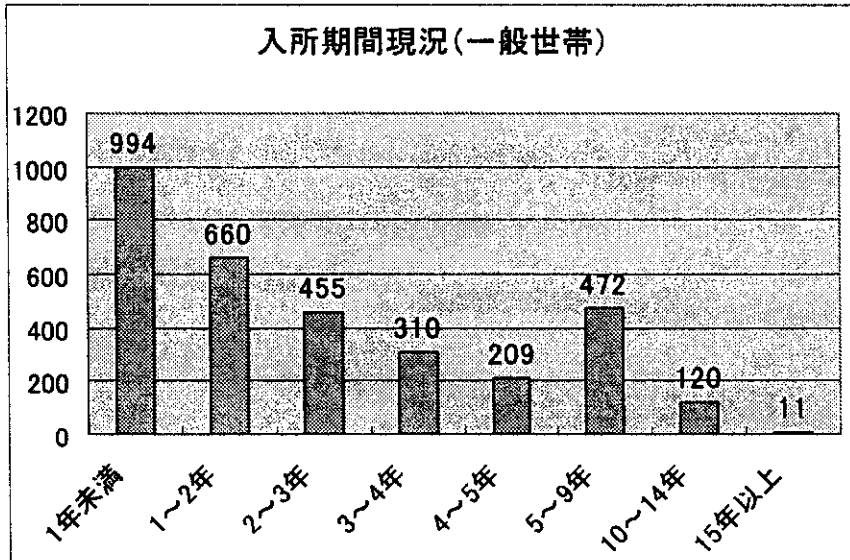


図 5-2 入所期間

入所期間について、一般世帯、緊急利用世帯ともに、平成 14 年 12 月 31 日現在の現況について尋ねた。一般世帯は、現況として、総数で 3231 世帯が利用中であり、入所期間は図 5-2 の通りであった。なお、入所期間が 2 年を超えているケースが 1577 世帯 (48.81%) あり、自立を促すことの難しさが垣間みられる。緊急利用世帯は、現況として、総数で 46 世帯であった。

①一般世帯



②緊急利用世帯

内訳	総計
1年未満	39
1~2年	7
緊急利用世帯合計	46

図 5-3 緊急利用世帯・年間利用の現況

緊急利用世帯については、平成 14 年 01 月 01 日から 12 月 31 日の一年間の利用世帯数を尋ねた。年間合計は 806 世帯を数え、多くの世帯が 4 週間以内の利用で終了している実態が判明した (図 5-3)。

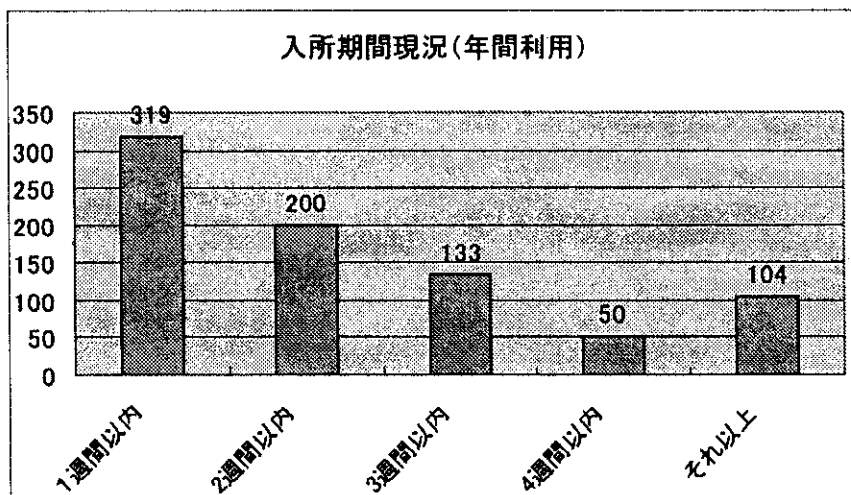


図 5-4 母子世帯になった理由現況（一般世帯）

母子世帯になった理由について、一般世帯、緊急利用世帯ともに、平成 14 年 12 月 31 日現在の現況について尋ねた。一般世帯 3231 ケースのうち、理由としてあげられた事項は、多い順に「離婚」「(DV 被害女性の夫やパートナーからの逃避も含む) 母(自身)の家出」「非婚の母」「夫の失踪・生死不明」であった(図 5-3)。緊急利用世帯 46 ケースのうち、理由としてあげられた事項は「家出」が 32 ケースで全体の 69.57% であった(図 5-4)。

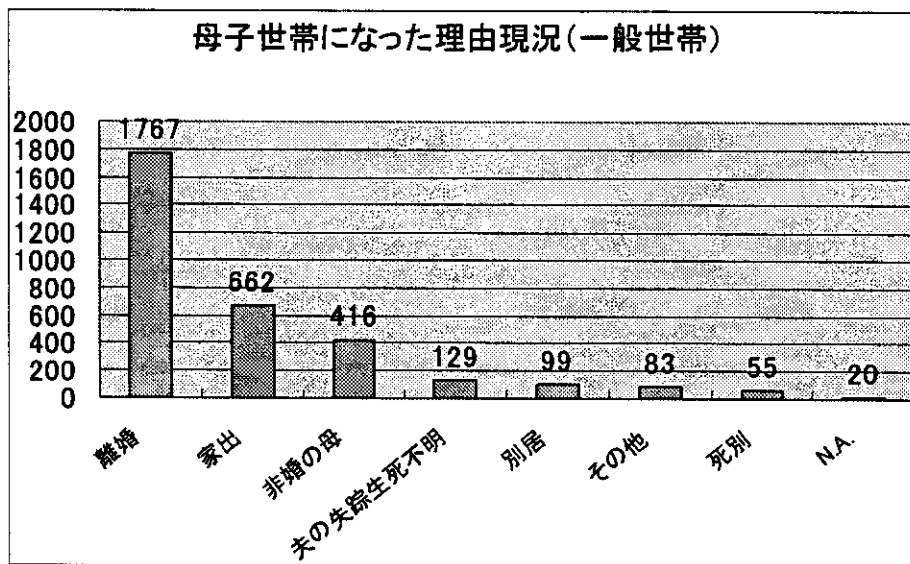


図 5-5 母子世帯になった理由現況(緊急)世帯

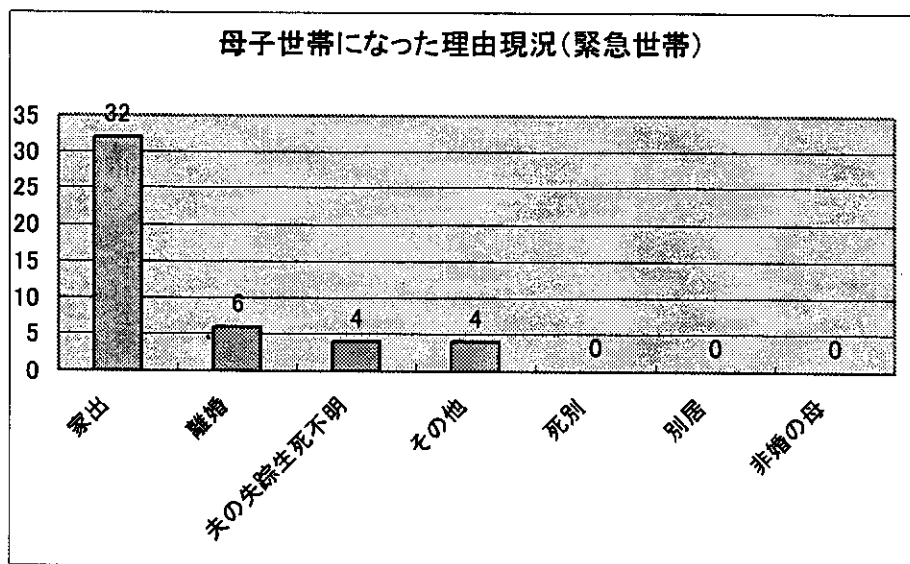


図 5-6 緊急利用世帯の年間利用状況

緊急利用世帯については、平成 14 年 01 月 01 日から平成 14 年 12 月 31 日の一年間に利用した世帯に対して尋ねた。該当世帯 806 ケースのうち、理由としてあげられた事項は、多い順に「(DV 被害女性の夫やパートナーからの逃避も含む) 母(自身)の家出」「その他」「離婚」「夫の失踪・生死不明」が大半を占め、757 ケース(93.92%) であった(図 5-3)。

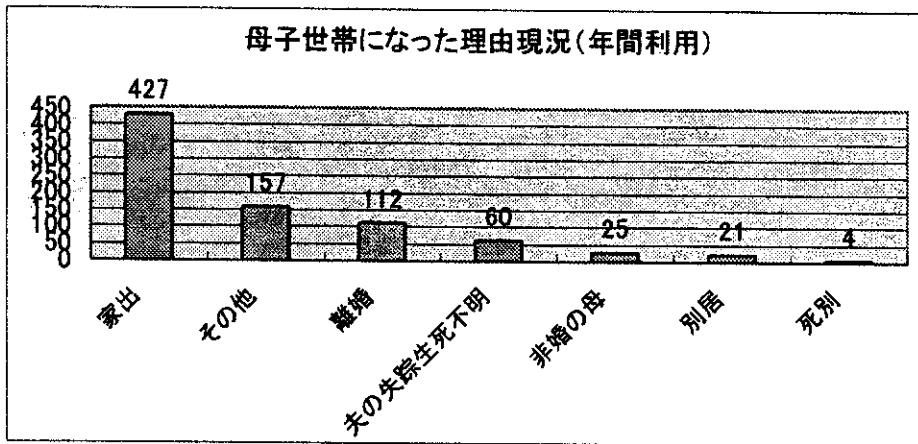


図 5-7 入所前の居所現況 (一般世帯)

施設入所直前の居所(社会福祉施設等での一時保護も含む)について、一般世帯、緊急利用世帯ともに、平成14年12月31日現在の現況について尋ねた。一般世帯3231ケースのうち、居所としてあげられた場所は、多い順に「自宅(夫やパートナーとの同居)」「実家」「自宅(母子単独)」「婦人相談所」「他の社会福祉施設」であった(図5-3)

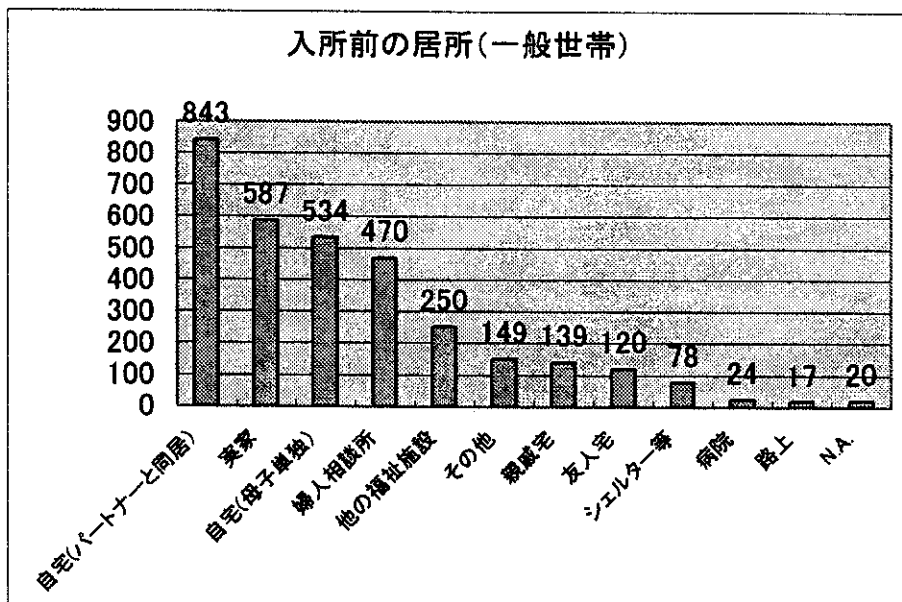


表 5-1 入所前の居所現況 (緊急利用世帯)

内訳	総計
自宅(パートナーと同居)	16
実家	6
他の福祉施設	6
婦人相談所	5
自宅(母子単独)	4
友人宅	3
シェルター等	3

緊急利用世帯46ケースのうち、理由としてあげられた事項は「自宅(夫やパートナーとの同居)」「実家」「他の社会福祉施設」等であった(表5-1)。

親戚宅	2
その他	1
病院	0
路上	0
合計	46

図 5-8 入所前の居所 (年間・緊急利用世帯)

緊急利用世帯については、平成 14 年 01 月 01 日から平成 14 年 12 月 31 日の一年間に利用した世帯に対して尋ねた。該当世帯 806 ケースのうち、居所としてあげられた場所は、多い順に「自宅 (夫やパートナーとの同居)」「自宅 (母子単独)」「友人宅」「実家」「その他」等であった (図 5-8)。ここでは「友人宅」に身を潜めていた者が多くあがっていることに注目しておきたい

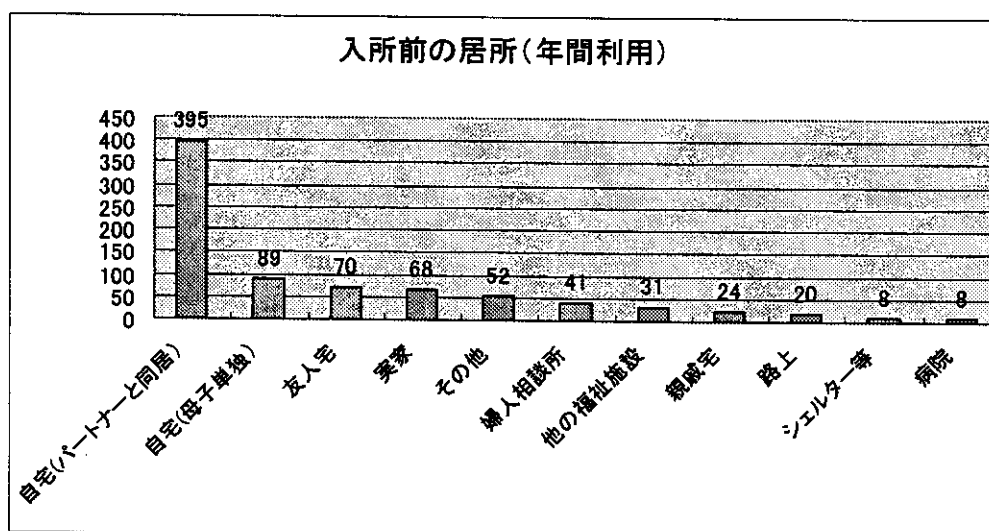


図 5-9 入所理由 (主要因) の現況 (一般世帯)

母子生活支援施設へ入所するに至った「第一の理由 (主要因)」について、分かる範囲での回答を求めた。なお、一般世帯、緊急利用世帯ともに、平成 14 年 12 月 31 日現在の現況を基準に尋ねた。一般世帯 3231 ケースのうち、「第一の理由」にあげられた事項は、多い順に「夫 (内夫含む) からの暴力」「経済事情 (借金、サラ金、破産、失職等による経済的な生活困窮)」「住宅事情 (家賃滞納等により居所を失う等。浮浪)」「入所前の家庭内環境の不適切」が大半を占め、2886 ケース (89.32%) であった (図 5-9)。

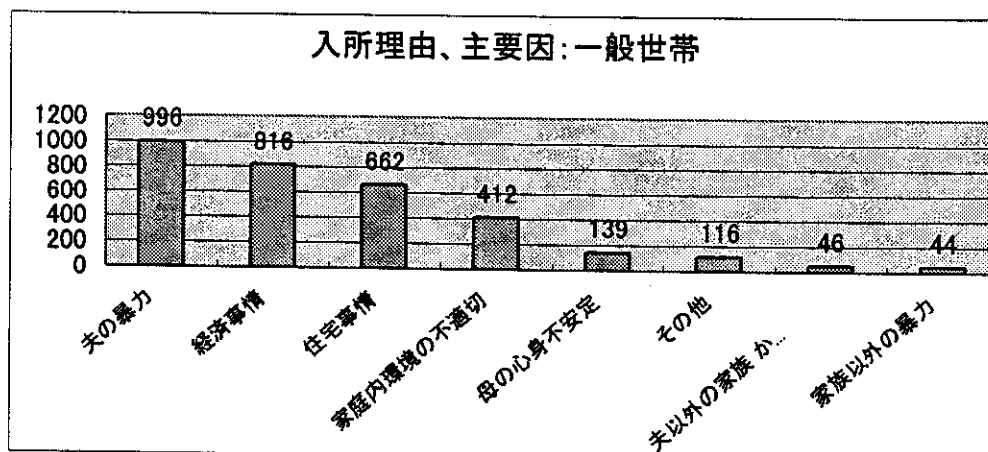


表 5-2 入所理由（主要因）の現況（緊急利用世帯）

内訳	総計
夫の暴力	37
住宅事情	4
経済事情	3
夫以外の家族からの暴力	1
その他	1
家族以外の暴力	0
家庭内環境の不適切	0
母の心身不安定	0
合計	46

緊急利用世帯 46 ケースのうち、「第一の理由」にあげられた事項は「夫（内夫含む）からの暴力」が大半であり、37 ケース（80.43%）に及んでいる（表5-2）。

図 5-10 入所理由（主要因）の年間状況（緊急利用世帯）

緊急利用世帯については、平成 14 年 01 月 01 日から 12 月 31 日の一年間に利用した世帯に対して尋ねた。該当世帯 806 ケースのうち、「第一の理由」にあげられた事項は、多い順に「夫（内夫含む）からの暴力」「住宅事情（家賃滞納等により居所を失う等。浮浪）」が大半を占め、645 ケース（80.02%）に及んでいる（図5-10）。

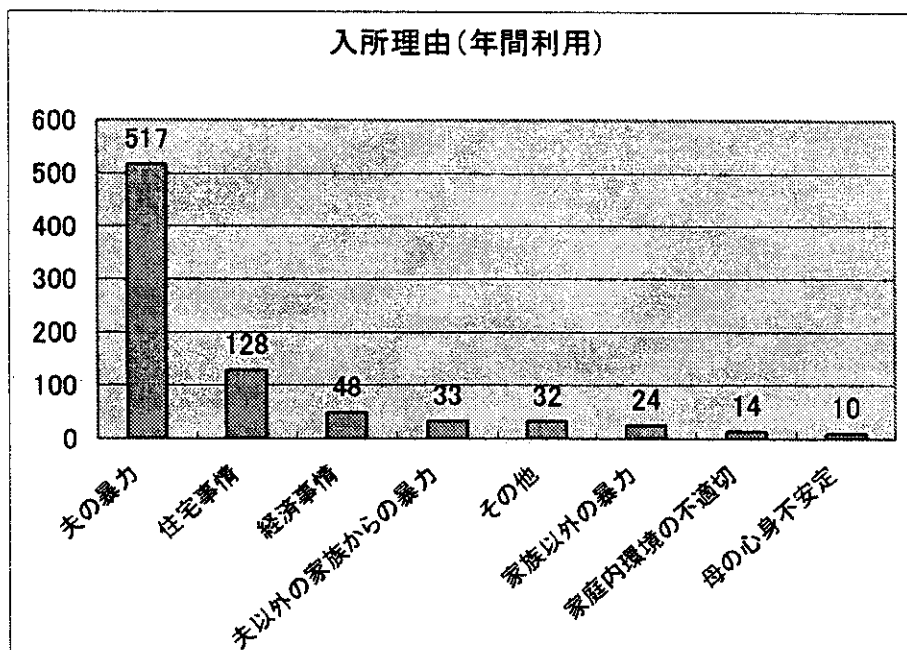




表 5-3 母の状況

①知的障害

内訳	ケース数
いる	97
いない	108
NA	4
総計	209

②精神障害

内訳	ケース数
いる	93
いない	110
NA	6
総計	209

③外国籍

内訳	ケース数
いる	83
いない	125
NA	1
総計	209

④養育費をもらっている人

内訳	ケース数
いる	121
いない	87
NA	1
総計	209

有効回答として処理した 209 施設について、施設入所中の母（子）の現況を尋ねた 4 項目それぞれの実態を整理した（表 5-3）。

知的障害のある方は、209 施設中 97 ケ所（46.41%）に入所していることが判明した。精神障害のある方は、209 施設中 93 ケ所（44.50%）に入所していることが判明した。外国籍の方は、209 施設中 83 ケ所（39.71%）に入所していることが判明した。子の父から養育費の支払いを受けている方は、209 施設中 121 ケ所（57.89%）に入所していることが判明した。

3. 考察

本年度の調査の目的は、「処遇困難事例」の構造特徴を抽出することと併せて、厳しい現状のなかで懸命に子育てに努め自立を図ろうとしながらも、それを阻んでいると推測できる諸要因の類型化を試みる点にあった。調査結果の集計・分析を通じて、以下の点が判明した。

各々の施設を「設置主体」別に見る、最も多い形態は「市区町村」立の施設で全体の 59% を占め、続いて、「社会福祉法人」立の施設が 34% であった。多くの地方自治体が財政難に陥っている現在、それが、施設運営に何らかの影を落としていることは容易に予測できるところである。

「現員世帯」数（平成 14 年 12 月 31 日の現況）は、0（1 施設）～50（2 施設）の間に分布していることが分かった。具体的には、20 世帯が最も多く 28 施設、19 世帯が 20 施設、6 世帯及び 18 世帯が 15 施設、7 世帯及び 10 世帯が 10 施設となっている。全国的には、1 施設につき 10 世帯未満、あるいは 20 世帯程度の母子が母子生活支援施設を利用している様子がうかがえる。「施設認可定員」との関連から見ると、満床になっていない施設が多くある様子が明らかになった。なお、「現員世帯」数のうち、「緊急利用世帯」の利用があった施設は 101 ケ所あった。「緊急利用世帯」の年間利用状況は、総世帯数が 808 であり、これを施設別で見た場合、最低 1～最大 44 に分布する形で活用されていたことが分かった。なお、多くは、1 施設あたり 10 世帯以下に集中する利用状況であり、とりわけ、1 及び 2 世帯とするのが 38 施設（37.6%）であった。その結果、「緊急利用世帯」を積極的に受け入れている施設は、幾つかの施設に特定できることが明らかになった。

各施設における職員の配置状況と、夜間管理の実態について尋ねた。

職種ごとに、資格の取得状況と取得資格の内容について尋ねたが、常勤・非常勤ともに「施設長」「母子指導員」「少年指導員」「保育士」「自立支援指導員」の 5 職種に確認できた取得資格は、「保育士」が圧倒的に多く、次いで「社会福祉主事」「社会福祉士」となっていた。「社会福祉主事」資格が、「任用資格」「3 科目主事」の表現に代表されるように、いわゆる専門職としては内容的に不十分な「資格」であることを考えるならば、専門職と呼ぶにより関係のなかで利用者とのかかわりを推し進めているスタッフは決して多くない実態が浮かび上がってくる。

夜間管理の実態としては、7 日間全てについて、常勤・非常勤の別はあるが、各施設が雇用する「施設職員」が「勤務」として「夜間管理」を行っている施設は、209 施設中 113 施設（54.07%）に留まっていることが判明した。

各施設における利用者に対して提供している実際の支援内容について、「住居提供支援」「施設内子育て支援（保育）」「就労支援」「広域利用」「緊急利用関連」に区分して尋ねた。

支援を展開する場面のハード面を意味する施設の築年数については、NA の 11 施設を除いて 198 施設から回答を得

た。回答の分布は築0年から57年までの広がりを見せた。木造建築の耐用年数の目安を「20年」とした場合、これを超える施設は140ヶ所を数え、全体の70.71%にあたる。そのうち、築後40年以上経て、住居提供支援を行っている施設が18ヶ所を数えた。住環境としての快適性の問題以前に、多くの施設が何らかの修繕あるいは改築を必要とする状況にあることがうかがえる。したがって、住居提供に伴い、職員として当面必要と思える支援について、15+1（その他：自由記述）の選択肢なかから重要度が高いと思われるものを「5つ」選択するよう尋ねた事項では、重要度が高いとして回答のいずれもが、最低限プライバシーが十分守られるような住居環境としての快適性の確保につながるものばかりとなった。

住居提供、就労支援と併せて、母の自立を促進する際の支援に「施設内子育て支援（保育）」を位置づける必要があるが、この点について、職員として当面必要と思える支援を重要度の高いものから「5つ」選択するよう尋ねた事項では、「母が病気の時の保育」「病児保育」「補助保育」「保育所・学校等への送迎、同行」「緊急時の保育」「休日保育」の順番であげられ、母親の就労との関連で出てくる要請が多く見られた。子どもの病気に代表される予測外の出来事に対して、火急速やかに支援を受けられることで、就労に支障をきたさない状況を作り出す要請が多いことがわかる。

「広域利用」の実施状況について尋ねた。実施している施設は163ヶ所で209施設のうち77.99%に該当した。この実施状況を運営主体別に見ると、「社会福祉法人」が88ヶ所（55%）、「市区町村」が66ヶ所（40%）、等であった。「緊急利用、緊急一時保護事業、独自条例等による緊急一時保護事業」の実施状況について尋ねた。なお、この事業の呼称は必ずしも一様ではないが、本調査では、制度の有無にかかわらず、利用手続きを事後的に行うなどにより施設を緊急に利用することを「緊急利用」とし、実態を尋ねた。緊急利用を実施している施設は124ヶ所で209施設のうち59.33%に該当した。この実施状況を運営主体別に見ると、「社会福祉法人」が80ヶ所（64%）、「市区町村」が38ヶ所（31%）、等であった。緊急利用を実施している124施設のうち、「都道府県や市町村の独自条例、要綱、規約」等に基づいて行っている施設は83ヶ所であった（66.94%）。緊急利用を「法人や施設の自助努力」として行っている施設は42ヶ所であった（33.87%）。

緊急利用に伴い、職員として当面必要と思える支援について重要度が高いと思われるものを「5つ」選択する質問事項では、「安全面の確保」「受け入れの判断方法（施設長不在時、週末、夜間等）」「日用品や当面の食料の確保」「福祉事務所等との事前協議・打合せ」「生活費」「精神面へのサポート」「警察との連携」の順番で重要度の高さが示された。抱える問題が緊急性を帯びた母子の受け入れについて、かかる問題の受け入れを想定していなかった時代の建物が多く、夜間管理も必ずしも十分な体制にない実態があるなかで、利用者と向き合う職員の要請として「安全面の確保」が第1位にあがってくるのは、ある意味当然かもしれない。

広域利用及び緊急利用について、それぞれの実施状況の有無を運営主体別にクロス集計を試みた。「広域利用」「緊急利用」をともに実施している施設は209施設中105ヶ所であり、「広域利用」「緊急利用」をともに実施していない施設は209施設中25ヶ所であった。

アフターケアを実施しているのは209施設中142ヶ所（67.94%）であった。この142施設に対して、現在取り組んでいる支援内容の実情を10+1（その他：自由記述）の選択肢なかから全て選び出すように尋ねた。総回答数444のうち、実際に取り組んでいる支援として多い順に「来所相談」「電話相談」「訪問」「通信」等であった。ここでは、施設側が母子の生活場面に「出向く」かわりよりも、利用者からの働きかけを「待つ」かわりが多いことが分かった。なお、アフターケアと広域利用並びに緊急利用について、それぞれの実施状況の有無を都道府県ごとに運営主体別にクロス集計を試みた。「アフターケア」「広域利用」「緊急利用」をともに実施している施設は209施設中68ヶ所であった。

在所世帯の状況のうち、入所期間について、一般世帯、緊急利用世帯ともに、平成14年12月31日現在の現況について尋ねた。一般世帯は、現況として、総数で3231世帯が利用中であり、入所期間が2年を超えているケースが1577世帯（48.81%）あり、自立を促すことの難しさが垣間みられる。

緊急利用世帯は、現況として、総数で46世帯であった。平成14年01月01日から平成14年12月31日の一年間の利用世帯数は806世帯を数えた。なお、多くの世帯が4週間以内の利用で終了している実態が判明した。まさしく「緊急利用」であるが、4週間程度の在所のうちに、どのような問題の改善を促すためのかわりが可能なのか。何もかもが不十分でしかない実態が明らかになっているだけに、問題の当事者である母子の存在が気がかりである。

（北川清一）

(資料) アンケート調査票

厚生労働科学研究

母子世帯の生活状況と支援のあり方に関する調査 -母子生活支援施設の場合-

回答者(職名)	氏名 (職名: ) ※回答は直接援助を担当されている職員の方をお願い致します。
施設名	
法人名	
所在地	〒 -
	TEL FAX
	e-mail
設置主体	① 都道府県 ② 市区町村 ③ 社会福祉法人 ④ 財団法人 ⑤ その他( )
経営主体	① 都道府県 ② 市区町村 ③ 社会福祉法人 ④ 財団法人 ⑤ その他( )
平成14年度 施設認可定員	( )世帯 緊急利用*1枠( 除く ・ 含む ) →緊急利用枠( )世帯
現員 ※平成14年12月31日現在の現況	一般世帯( )世帯 母( )人 乳幼児( )人 小学生以上( )人
	緊急利用世帯( )世帯 母( )人 乳幼児( )人 小学生以上( )人
年間利用数 ※平成14年1月1日から平成14年12月 31日までの1年間	緊急利用世帯( )世帯 母( )人 乳幼児( )人 小学生以上( )人

〈注〉\*1: 制度の有無にかかわらず、利用手続きを事後的に行うなどにより施設を緊急に利用すること。

本調査へのご意見をご自由にお書きください。

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

# 1 職員体制 貴施設における職員の状況と夜間管理について、お聞かせください。

## 1. 職員について

※複数の資格を持つ方は、現職の中で優先順位の高いものを「1つ」選んでください。

※兼任者の内、雇用形態が常勤の方は、「常勤」の欄にご記入ください。

職名	常勤		兼任・非常勤	
	合計人数	有資格内訳	合計人数	有資格内訳
① 施設長・副施設長	人	保育士 人	人	保育士 人
		社会福祉主事 人		社会福祉主事 人
		社会福祉士 人		社会福祉士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
		無資格 人		無資格 人
② 母子指導員	人	保育士 人	人	保育士 人
		社会福祉主事 人		社会福祉主事 人
		社会福祉士 人		社会福祉士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
		無資格 人		無資格 人
③ 少年指導員兼事務員	人	保育士 人	人	保育士 人
		社会福祉主事 人		社会福祉主事 人
		社会福祉士 人		社会福祉士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
		無資格 人		無資格 人
④ 保育士	人	保育士 人	人	保育士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
		無資格 人		無資格 人
⑤ 自立支援指導員	人	保育士 人	人	保育士 人
		社会福祉主事 人		社会福祉主事 人
		社会福祉士 人		社会福祉士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
		無資格 人		無資格 人
⑥ 心理療法担当職員	人	臨床心理士 人	人	臨床心理士 人
		その他( ) 人		その他( ) 人
⑦ 調理員・栄養士	人		人	
⑧ 嘱託医	人		人	
⑨ その他	人		人	
合計	人		人	

## 2. 夜間管理について

※1週間の内、それぞれについて何日間行っているかを「0～7日」でお答えください。

① 職員による宿直(1人体制)	( )日/1週間
② 職員による宿直(複数体制)	( )日/1週間
③ 職員による常直	( )日/1週間
④ 夜間及び祝祭日の管理専門職員による宿直	( )日/1週間
⑤ 警備員による夜間常勤	( )日/1週間
⑥ 警備員による定時巡回	( )日/1週間
⑦ 機械警備	( )日/1週間
⑧ 全く不在	( )日/1週間
⑨ その他	( )日/1週間

→「⑨ その他」の場合、夜間管理を具体的に記入してください。